

延宝期甲府城下の背負商人の運上と赦免願

飯田文弥

「せをい商人」あるいは「せり商人」とは行商を営む小商人のことである。一七世紀後半、甲府城下には店商人のほかにこれら背負

小商人の活動がひらくみられた。彼らは城下のほか周辺農村をはじめ方に出向いて小商売の舞台とした。このような零細な商売に目をつけた板垣村の玉屋甚兵衛・松木五兵衛の両名が背負商人の運上を請負い、小商人が運上を上納するようになったのは寛文六年（一六六六）のことである。それから一〇年後の延宝三年（一六七五）、二年前からの町在不況にもとづく商売不振を理由に、惣背負商人が運上錢の赦免を訴願する一件が起こっている。小論はこの訴訟を追いながら、当時の城下と在方との商業関係を瞥見するとともに、背負商人の実態とその経緯について述べてみようというものである。

ことからみると、幕初以来寛文期に及ぶこの間の町方人口の増大はかなり急速であったことが理解されよう。

徳川綱重が甲斐国河西一五万石を受封して甲府城主となつたのは寛文元年で、綱豊に至るその所領は桜田領、また河東の幕府直轄領・旗本領に対し河西領ともよばれた。いわゆる甲府藩領時代となつて甲府城下は前代と異なり武家人口が増加し、また農村部からの人口集中により消費需要は増大した。たとえば米麦等主食を商う米穀商人は、元禄元年には穀問屋一八人、「店にて穀壳買人」一九七人を数えた。⁽¹⁾ 領内では寛文四年にはじまる寛文検地が施行されて、農村における小農自立が進展した。これにともない自給的小農經營が主体となって、農民の非自給物資の交換関係を拡大させて農村需要が増大した。このような小農民の日常的な需要を前提として、城下の店商人とともに、小商人としての背負商人の活動は可能であろう。

この時期における在方農民と甲府の商業とのかかわりを示すものとして、断片的な史料であるが寛文一三年二月に下府中の八日町ほか六町が差出した「宿取改書上」によると、これは甲府を訪れた宿泊者の在所や用件などを記録した書上で、商用のための他国商人や

浅野長政・幸長父子の甲斐国領有中の一六世紀末、甲府の城下町はほぼ形成されたと目されているが、以来一七世紀中葉にかけて城下への人口集中が進んだ。寛文一〇年（一六七〇）の町方人口は一万二七七二人であり、元禄年間（一六八八—一七〇三）には一万四〇〇〇人台の数字で示されるが、その後、漸減の方向をとつていった

社寺参詣者もみられるが、在からの日用品買付けの者が多。季節により宿取人に相違があることはいうまでもない。買付け農民の地域的広範性、買付け商品の多様性などが示されているが、これは宿泊者であるので、一日の行程内にある地域の農民の売買は相當に及んでいたはずであり、商品経済の展開による甲府商人と在方農民の関係は深められつつあったといえる。

これを城下周辺農村の小農民經營の面からみると、ます大切秋穀法による貨幣取得の手段が、原則的には自給的自然経済を営む農業經營の中で困られなければならなかつたし、その実現のためにには本來現物貢税にあてられるべき分をも含めた米穀類の換金化のほか、小商品生産としての綿作・綿布生産が展開されていたのである。庶民衣料として急速に全国的商品として重要な地位を占めるに至つて、いた木綿は、甲府城下周辺農村においても第一にあげられる小商品生産であった。甲府盆地中西部（河西領に属した中郡筋・北山筋・西郡筋）を主産地とした木綿は、元禄五年（一六九二）に甲府布物問屋の取扱量が一五万七九六〇反に上つたといふ⁽³⁾が、その主産地である

問屋の取扱量が一五万七千六〇反は上つたといふが、その主産地である米作地帯にも属する一村の元禄四年の訴訟文書に、「近年ハ穀物・木綿等下直三而御年貢金皆済成兼申」とみえるのは、木綿は米穀とともに貢租の金納部分にあるべき主要な換金生産物であったのであり、こうした農民経営を城下周辺農村に一般化してみると、(4) ができます。

雜穀類で引取るという形で販売したものが、壱掛けとなってしまつたために、飯米に詰まって難渋している者が數人いるとして、米金の拝借を願い出たものであつた。これは、城下の商人が在方農民に商品を売るとき、現金によらない取引形態で、当時の農村経済の実態とのかかわりを示したものとする見解がある⁽³⁾が、この時期における特殊条件を考慮に入れなければならないだろう。というのは、寛文一〇年以來甲州国内は凶作が続きことに延宝元・二年は非常な飢饉に見舞われて、農民の疲弊が著しかつたことが、町方における商業にも影響せざるをえなかつたはずであるからである。つまり右のような現物（雜穀類）決済の取引は、近郷農民との間に特定商品について行われたものか、凶作期にみられたごく特殊な形態で、これをもつて町方商人と在方農民との間における一般的な取引形態とすることはできないのではないか。それは、前述の「宿取改書上」や在方における小商品生産の展開、次にみる背負小商人の活動からの推定による。

城下に東接する板垣村の玉屋甚兵衛と松木五兵衛は上層農民で商人化した存在であろう。寛文六年彼らが背負商人の運上請負を出願する背景となつたのは、この時期における一定程度の商品経済の進展一行商人活動の基盤の拡大(行商人の増加)ーにあつた。

延宝二年（一六七四）三月、城下の上・下府中の長人（後の町名主）と町年寄が連判で奉行所へ提出した願書についてみよう。寛文末年以來商売が不振に陥り、とくに二・三年来城下で売買する茶・酒・小間物などの諸商いは半減し、しかも去年は在方農民へ秋収穫期に

年以来、町方とりわけ在方が不況に陥り、商売が振わなくなつたため、生活に困窮した背負小商人が、景気の回復するまで運上を免除されたいと訴訟を願い出た内容である。

彼らの実態は、元來資金のとぼしい零細商人であつたために、錢二〇〇文から三〇〇文を元手として種々の商品を背負つて行商活動に従事し、一日暮しの生計を立てる者たちであつた。そして、このような営業も一年に錢三〇〇文ずつの運上を上納し、商札（鑑札）一枚を交付されることによって活動が許される仕組となつてゐた。彼らの営業区域は一日行程の近在であるうが、不況による商売の不振といふのは、前述の延宝二年三月上下府中の長人と町年寄の連判による、城下難渋の店商人の米金押借願と同じ経済的背景にあり、農村における農産物の不作に起因していた。この時期における都市と在方との関係から、農村の不況が都市商業に直接影響をもたらすことはいうまでもないが、不況による商売不振をとともにうけるのは、農村を活動の場とした背負小商人であつた。延宝元年から二年にかけて「餓ニおよぶ軀ニ罷成」り、運上錢の上納に差支える者が多数となつた。

運上赦免願は、四月には背負商人の居住する四一町の長人から、その申立てに相違ないことを認めた一札が町年寄に差出され、やがて上下府中の背負惣小商人と惣長人連印の訴状が奉行所にて提出されている。そして、これには坂田与一左衛門と新保三左衛門の両町年寄、次いで町奉行の渡辺弥兵衛・竹川監物の奥書が附されている。この訴訟に示された延宝二年までの運上の滞納は続いた。同六年の玉屋甚兵衛の「商人札錢未進書上」はそれを物語つてゐる。これによると未進者は下一条町一名、西一条町一〇名、横近習町三名、

工町七名、川尻町三名、そのほか町名不明の者一一名で計三五名である。未進の札錢枚数は六七枚分であるが、一年分（一枚）から二年分・三年分にわたるものがあるので、未進枚数と未進者数は一致しない。こうして商札未進の六七枚のうち、同年九月一二日に納められた枚数は四五枚分で、一枚につき三六八文ずつで一六貫五六〇文、この小判三両二分錢七四文である（札一六枚につき小判一両一分替）。次いで同年一二月二十四日に納められたのは一〇枚分で三貫七〇〇文となつてゐる。本来の運上錢三〇〇文が三六八文・三七〇文となつてゐるのは滞納による利息が加えられた結果であろう。こうして四五枚分と一〇枚分の合計五五枚分（この小判四両一分余四七文）が納入済みとなつたのであるが、残りの一〇枚分は七名の退転によるものであつた。退転については「酉（天和元年）ノ七月迄かゝり愈義仕候」とあるが、結局は未進に終わつたようである。

以上本稿が依つてゐる史料は、運上錢赦免願と運上錢未進關係に限定されているため、この時期における背負小商人の実数は把握しえない。ただ赦免願の訴訟の際に差出された覚に、「我等共町ニハ小商人毫人も無御座」と記す上府中の六町を除けば、前記の四一町には広く背負小商人の居住が推定されよう。なお、前述のように延宝初年の運上札錢未進の際に、町方とは別に一蓮寺地内においても五五枚分（四両一分余四七文）の未進分があり、町方同様の取立が行われているが、同地内ではほかに一一枚分が退転者によるものであつたことから、城下南端の一蓮寺地内町には小商人の集中がきわ立つていたといえる。

寛文・延宝期には農村居住の背負商人の活動もあつた。甲府藩領では寛文検地による打出しと、寛文一〇年来の不作をも無視した收

奪強化が原因して、領民による江戸桜田屋敷への強訴が惹起されたのが同一三年春であるが、その際、藩の苛政の一つに、農間のわざかばかりの商売に近年運上が賦課されるようになつたとみえているのは、在方農民の間に生まれた背負商人の活動をいうのである。⁽⁹⁾

三

この時期における城下町方人口の増大は、小農自立の進展とともに領内農村からの農民を主とした人口流入であり、不安定な小農経営から生み出された没落農民や奉公人放出によるものであった。都市貧民層の形成が漸次進められるが、彼らの多くは場末町や門前などで町場化する地域に滞留する。生業は小商売・日雇・小作などである。

小額資金による商業活動として日常消費物資の販売にあたる背負小商人は、都市経済の発達と農村における小農経営の全般的展開を基盤にこの時期に簇生する。彼らが在方で対象とした農村経済は、木綿生産にみられるような小商品生産を展開させながらも、小農経営の脆弱性を多分に示し、災害などによる農民経済の破綻が、ときには町方商業とのかわりも現物決済の手段によらなければならぬような事態さえ生ずる不安定さを抱えたものであつた。寛文末年以來の不作による農村の不況が、そのまま背負小商人の営業の不振に結果して、運上錢未進の問題を生じさせたのも当然であつた。

ここで運上未進者についてみると、農村部に近接する城下南部の西一条町や東部の工町に多いのは、場末町に居住する貧民層＝借家層の存在を推定させ、また南端の一蓮寺地内が都市下層民を抱えて町場化が進むのがこの時期であったと考えられる。これら背負小商

人の存在形態、あるいは都市商業や都市内における階層分化の問題、農村における商品生産の展開とのかわりは、元禄期以降甲府城下においてどのように把握できるかが次の課題となる。

注

- (1) 貞享五年「御公用之留」(坂田家文書)
(2) 『甲州文庫史料』第二卷・甲府町方編所収
(3) 「坂田日記抄」(甲斐叢書)第一卷
(4) 河西領における寛文・元禄期の木綿生産については飯田『近世甲斐産業経済史の研究』二二五頁以下に詳しい。
(5) 山梨県立図書館蔵・甲州文庫
(6) 中井信彦『幕藩社会と商品流通』一九一—二〇頁
(7) 以下本稿で引用する史料は特記しないかぎり甲州文庫による。
(8) 延宝九年「御公用諸事之留」(坂田家文書)
(9) 飯田「寛文・延宝期における甲州国中地方の百姓一揆」
『日本歴史』第三一八号)

(市史編さん委員)